



訪問購入のトラブルに注意！

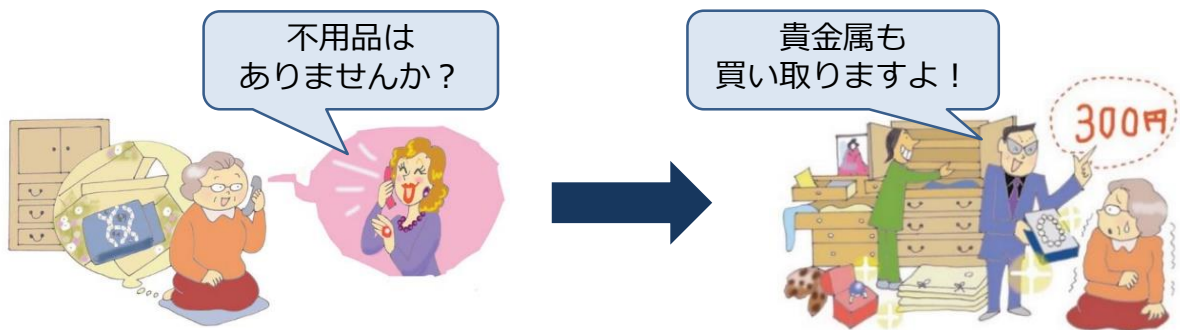
【あんしんすこやかセンターからの情報】

情報①

自宅に「使っていないミシンはないですか」と買取業者から電話があり、「ある」と答えると、その業者が訪問してきた。業者にミシンのモーター部分を外して持ち帰られ、その他にも時計や眼鏡、雑貨など50点近くを合計1,000円で買い取られた。（90代 男性）

情報②

自宅に「不用品を買い取りたい」と業者から電話があり、古着を買い取って欲しかったので、住所を伝えた。その後、断りたいと思い、業者に連絡したが聞き入れてもらえなかった。来訪してきた業者に玄関先で断ろうとしたが、「トイレを貸してほしい」と自宅に入ってきた。その後室内を物色され、古着2、3着と指輪を合わせて500円で買い取られた。（60代 女性）



アドバイス

- ① 事前買取を依頼した物品以外は売らない。
- ② 訪問を約束する時は、業者名、連絡がつく電話番号、店舗住所、当日の訪問者名、訪問の目的を確認する。
- ③ 突然訪問してきた業者は家に入れず、対応しない。

訪問購入とは、消費者の自宅を購入業者が訪問し物品を買い取ることであり、クーリング・オフが適用されます。契約8日以内であれば、無条件で申し込みの撤回や契約の解除が可能です。（一部適用外の品目があります。）

⚠️ 注意

身に覚えのない不審なメールが届いていませんか？

相談情報

大手ネット通販業者から、「お客様のアカウントで不審な取引を検知した。24時間以内にログインして個人情報を確認してほしい」というメールが届いた。

具体的な注文番号が記されていて、覚えがなければログインして確認してほしいといった内容である。自身には覚えはないが、取引が具体的で何らかの間違いがあったようで、架空請求とは思えない。 (90代 男性)

実在する大手企業を騙ったメールやショートメッセージから、個人情報やカード情報を盗まれる被害が発生しています。文面ももっともらしく、手口が巧妙になっています。実在する会社からの通知であっても決して安易に信用しないでください。

🔪 アドバイス

- ①身に覚えのないメールは無視する。
- ②メッセージに心当たりのある場合でも、メールのURLを開かない。
カード情報を入力してしまったときは…
 - ①すぐにクレジット会社に連絡し、利用停止の手続きをする。
 - ②ID・パスワード・暗証番号を変更する。

⚠️ 注意

だます心理とだまされる心理を知って被害を防止

加害者の心理的hand口

- ①感情を揺さぶる
 - ・恐怖を喚起する (大切な身内や生活資金の危機)
 - ・想定外の期待を演出する (大きな儲けやバラ色の幸せ)
- ②時間的切迫
考える時間を与えない
- ③権威の利用
 - ・肩書や身分の悪用
 - ・もっともらしい話し方



被害者側の心理傾向

- ①確証バイアス
自分に都合の良い情報を確信し、悪い情報を無視する
- ②過度の誠実さ
高齢になると他人を誠実だと
思い込みがちになる



誰しも“自分はだまされない”と考えますが、加害者は消費者心理を巧みに利用した新たな手口で勧誘してきます。「加害者の心理的hand口に該当するかも？」と思ったら、ためらわずに、信頼できる人や消費生活センターに相談しましょう。

“自分もだまされるかもしれない”と慎重に対処することが被害防止のポイントです。

⚠️ 注意

後期高齢者の医療費窓口負担割合の改正にかかる注意点

令和4年10月から、一定以上の所得がある75歳以上の方は医療費の窓口負担割合が2割に引き上げられます。今回の法律改正により、窓口負担額が2割になる方には、外来の負担増加を月3,000円までに抑える配慮措置がありますが、それを悪用した新たな詐欺に注意が必要です。

高額療養費の還付を装った詐欺に注意！！ 市役所や区役所の職員が以下のことをすることは 絶対にありません。

- ①電話や職員訪問で口座情報登録を依頼すること。
- ②自宅に訪れ、キャッシュカードや通帳等を預かること。
- ③ATMの操作を依頼すること。
- ④受給に当たり、手数料の振り込みを求めること。
- ⑤メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること。

📝 アドバイス

- ①「還付金がある」といった内容で電話がかかってきたら、還付金詐欺を疑う。
- ②電話で「医療費の還付金がある。ATMで手続きができる」と言われたら、それは詐欺。対応せずに、その場で電話を切る。
- ③在宅中でも留守番電話に設定する。

🏠 暮らし

衣類の洗濯表示のルールを守っていますか？

洗濯表示は、「家庭での洗濯の仕方」「漂白の仕方」「乾燥の仕方」「アイロンのかけ方」「クリーニングの種類」の5つの基本記号と、「強さ」や「温度」、「禁止」などを表す付加記号や数字によって表示されています。



40度を上限温度に
洗濯機で洗える



酸素系漂白剤
のみが使える



タンブル乾燥
禁止



アイロンは
高温まで

※左の記号は一例です。
詳しくは消費者庁HPを確認してください。



消費者庁
「新しい洗濯表示」

衣類は洗濯マークに沿った洗い方をすることで、長持ちさせることが可能です。
お気に入りの服を長く着るために、洗濯マークに沿った洗い方で洗濯しましょう。

神戸プラスチックネクスト ～みんなでつなげよう。つめかえパックリサイクル～

神戸市では、2021年10月1日より、市内の76店舗につめかえパック専用の回収ボックスを設置し、分別回収を実施しています。

**KOBE
PLASTIC
NEXT**



洗剤やシャンプー、化粧品や入浴剤など、つめかえの利用が普及してきましたが、この試みは、その先一步進んで、つめかえパックを使用後、回収して再びつめかえパックに戻す『水平リサイクル』（フィルム to フィルム）を目指す取り組みです。

つめかえパックの利用は、プラスチック使用量の削減に大きな効果はありますが、一方で、その容器は多様な特性を持つ多層構造のフィルムでできているため、プラスチック製品にリサイクルすることは難しいとされてきました。この、『水平リサイクル』が可能になるように、技術開発に活用するための試みが、この専用ボックスでの回収です。

全国に先駆けた神戸市の試みに、私たちも積極的に協力しましょう。

詳しくはこちら↓

プラスチックネクスト～みんなでつなげよう。つめかえパックリサイクル～
https://kobeplasticnext.jp/next/tsumekaepackrecycle/



10月は食品ロス削減月間です！

30.10（さんまるいちまる）運動にちなんで、10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。30.10運動とは、宴会や会食で食べ残しを減らすため、開始30分とお開き前10分間は着席して、「食べきる」工夫をする運動のことです。ご家族やご友人と食事をする時にも、「食べ残し＝食品ロス」が出ないように心がけましょう。

悪質商法や契約トラブルなど消費生活に関する相談は



神戸市消費生活センターへ



考助 万が一くん

消費者ホットライン

いやや

電話相談

188

平日：9:00～17:00（078-371-1221でもつながります）
土日祝：10:00～16:00 独立行政法人国民生活センター
※携帯電話会社の通話料定額サービスの適用はありません。

来訪相談

神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階
平日：9:00～16:30（年末年始を除く）

メール相談

神戸市消費生活センターホームページの相談入力フォームより。
初回のみ受付。継続相談は電話または来所所をお願いします。



消費者トラブル、イベント、講座情報などの最新情報を発信中！

神戸市消費生活センター

検索



作成協力：消費生活マスター

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和4年9月発行 K O B E からのレポート10月号